

# 指定通所リハビリテーション事業

## 指定介護予防通所リハビリテーション事業

### 重要事項説明書

通所リハビリセンターケアステージみみなし

- 1 事業所 名称 介護老人保健施設ケアステージみみなし
- 所在地 奈良県橿原市常盤町158番地1

#### 2 事業の目的

社会福祉法人松福会が設置経営する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

#### 3 運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び利用者とその家族の希望を十分に把握し、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の作成とそれに沿った適切なサービス提供等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

#### 4 職員の職種・職務内容

- (1) 施設長 1名

管理者は、通所リハビリセンターに勤務する職員の管理、及び通所リハビリセンター（介護予防通所リハビリテーション）の業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければならない。

- (2) 医師 1名

通所者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。

- (3) 看護職員 0.5名以上

通所者の健康管理、医療補助、療養上の処置、看護を行う。

(4) 介護職員 4名以上

通所者の要介護状態（指定介護予防通所リハビリテーションにあつては、要支援状態）の軽減又は悪化防止のため、生活全般にわたる介護を行い、療養環境の整備にあたる。

(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

通所者に対し、機能回復訓練を行い身体機能の維持、向上を目指し訓練記録の整備充実を行う。

(6) 医師・看護師等の医療に関する免許を有しない者

厚生労働省の通知により、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について、行うことが可能な行為を別紙2（契約書参照）に定め、それを実施することができるものとする。

## 5 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（祝祭日は営業）
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分
- (3) 定休日 土曜日、日曜日、1月1日から3日

## 6 利用定員

1日 50名

## 7 業務内容

- (1) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の作成
- (2) 機能訓練
- (3) 物理療法

悪性腫瘍、心疾患等の既往のある場合は、主治医にご相談の上ご利用ください。

- (4) 介護サービス
- (5) 入浴サービス
- (6) 給食サービス
- (7) 送迎サービス
- (8) 健康、療養相談、援助

## 9 利用料の支払い方法

毎月、月末締めとし、請求書着後10日以内に現金にて事務所窓口または送迎時にご精算いただきます。

## 10 キャンセル料

当該利用日、契約者が支払うべき自己負担相当分。但し、体調不良等やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 11 守秘義務及び個人情報の保護

(1) 事業者及び職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙1（契約書参照）のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- 一、 サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- 二、 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携
- 三、 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- 四、 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- 五、 生命・身体の保護のため必要な場合  
(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

(2) 前項に掲げる事項は、契約終了後も同様の取扱いとします。

## 12 緊急又は事故発生時の対応

事業者は、緊急又は事故発生時に利用者に対し、速やかに医療従事者と連携し、適切な医療処置を行うと共に、家族への報告等必要な措置を講じます。

## 13 非常災害時における対策

(1) 施設サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合、職員は、入所者の避難等適切な措置を講ずる。又管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(2) 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

## 14 通常の実施区域

檀原市、桜井市

## 15 虐待防止に関する事項

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

## 16 第三者評価について

第三者評価実施状況 なし

## 17 記録の保存について

施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

## 18 苦情申立の制度

提供した介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備、その他必要措置を講じます。

### <受付窓口>

通所リハビリセンター ケアステージみみなし

電話番号 0744-21-2001

時間 午前8時00分～午後5時00分

担当 井口 貴照

奈良県国民健康保険団体連合会

住所 橿原市大久保町302番地1（奈良県市町村会館内）

電話番号 0120-21-6899

時間 午前9時00分～午後5時00分（但し、土・日曜・祭日除く）

橿原市長寿介護課

住所 橿原市内膳町1丁目1番60号（橿原市役所分庁舎2階）

電話番号 0744-22-8108

時間 午前8時30分～午後5時15分（但し、土・日曜・祭日除く）

指定通所介護（指定介護予防通所介護）サービスの提供開始にあたり、利用者に対して重要事項の説明を行いました。

〈事業者〉住所 奈良県橿原市常盤町158番地1

---

事業所名 社会福祉法人 松福会  
通所リハビリセンター  
ケアステージ みみなし

---

説明者氏名 ⑩

---

私は、事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護（指定介護予防通所介護）サービスの提供開始に同意し、確認いたしましたので署名いたします。

〈利用者〉住所

---

氏名 ⑩

---

〈代理人〉住所

---

氏名 ⑩

---

(利用者との関係 )